

2025 年度 B 日程

福岡大学法科大学院

法律専門試験

憲 法

刑 法

行政法

問題冊子（問題のみで 4 枚）

注 意 事 項

- 1 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
- 2 試験中に問題冊子の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁および解答用紙の汚れ等に気づいた場合は、手を挙げて監督者に申し出てください。
- 3 解答は、別に配布する解答用紙に、黒インクのボールペンまたは万年筆（いずれも、インクが消しゴム等で消せないもの）で記述し、これ以外で記述した場合には無効となります。
- 4 解答用紙上部の受験番号欄に受験番号を、また氏名欄に氏名（およびフリガナ）を記入してください。
- 5 答案用紙を取り違えた場合は、無効となります。ただし、試験時間内に答案用紙の取り違えに気づいた場合は、監督者に申し出てください。なお、試験終了後は、答案用紙の取り違えの申し出は一切応じません。
- 6 貸与した六法に対する加工（線を引く、書き込みをする、ページを折り曲げるなど）を禁じます。なお、貸与した六法に対し加工をした場合、不正行為とみなされることもあります。
- 7 試験終了後、問題冊子は持ち帰ってください。

【日程B】

第1問(憲法)

Y会社は、就業規則で、総合職については社宅制度として家賃の8割を補助する制度を定めており、一般職については5,000円を住宅手当として支給するものと定めている。Y会社は、総合職についてのみ社宅制度として家賃補助をしているのは、総合職は転勤があるからだとしている。Y会社において、総合職のほとんどが男性であり、一般職のほとんどが女性である。一般職として働くX(女性)は、総合職だけに社宅制度を認めるのは憲法および雇用機会均等法で禁止する差別であるとして、受け取れたはずの家賃補助を求める裁判を提起した。

(設問)

あなたがXの訴訟代理人であるとして、Y会社からの想定される反論に対し、どのような主張をしますか。

(参考)

【雇用機会均等法】

第6条 事業主は、次に掲げる事項について、労働者の性別を理由として、差別的取扱いをしてはならない。

- 1 労働者の配置(業務の配分及び権限の付与を含む。)、昇進、降格及び教育訓練
- 2 住宅資金の貸付けその他これに準ずる福利厚生措置であつて厚生労働省令で定めるもの
- 3 労働者の職種及び雇用形態の変更
- 4 退職の勧奨、定年及び解雇並びに労働契約の更新

第7条 事業主は、募集及び採用並びに前条各号に掲げる事項に関する措置であつて労働者の性別以外の事由を要件とするものうち、措置の要件を満たす男性及び女性の比率その他の事情を勘案して実質的に性別を理由とする差別となるおそれがある措置として厚生労働省令で定めるものについては、当該措置の対象となる業務の性質に照らして当該措置の実施が当該業務の遂行上特に必要である場合、事業の運営の状況に照らして当該措置の実施が雇用管理上特に必要である場合その他の合理的な理由がある場合でなければ、これを講じてはならない。

【雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律施行規則】

第2条 法第7条の厚生労働省令で定める措置は、次のとおりとする。

- 1 労働者の募集又は採用に関する措置であって、労働者の身長、体重又は体力に関する事由を要件とするもの
- 2 労働者の募集若しくは採用、昇進又は職種の変更に関する措置であって、労働者の住居の移転を伴う配置転換に応じることができることを要件とするもの
- 3 労働者の昇進に関する措置であって、働者が勤務する事業場と異なる事業場に配置転換された経験があることを要件とするもの

第2問（刑法）

次の事例における甲の窃盗罪の成否について、具体的な事実を摘示しながら、説明しなさい。

甲は、深夜、一人暮らしをしている知り合いの女性 A 宅に忍び込み、就寝中の A を姦淫しようと思いついたが、その時刻では他に適当な交通機関もなかったため、午前 4 時前ころ自分の住んでいるアパートから約 50m 離れたところにある B 方へ行き、同家のガレージ内に侵入し、そこにあった無錠の 2 台の自転車のうち 1 台を無断で持ち出し、そこから約 2 km 離れた A 宅へ直行し、約 10 分で A 宅に到着した。甲は自転車を A 宅の門の外に置き、A 宅に侵入し A に対し不同意性交に及ぼうとしたが、侵入してきた甲の姿を見た A に騒がれたため一旦外へ逃げた。そして、甲はその付近で約 10 分隠れていた後、自転車が気になって、自転車を止めた門のところまで取りに行った。そこで付近の住人に発見され、停止を命じられながらも、自転車に乗って逃げようとしたところを警察官に発見された。甲は、B 方から自転車を無断で持ち出す際には、自転車を使用了後に元の場所に返還しようと考えていたが、警察官に逮捕されたため返還できなかった。仮に甲が警察官に逮捕されることなく帰宅できたとすると、自転車を無断で持ち出してから元のガレージに戻すまでの時間は最長でも 3 時間を超えるものではなかった。なお、B は自己所有の自転車を甲が無断で持ち出していたことに全く気付かなかった。

第3問（行政法）

一級建築士 X が作成した構造計算書に偽装があったことが発覚し、X は、建築基準法令に適合しない設計を行って構造上危険な建築物を現出させたなどとして、建築士法 10 条 1 項 2 号および 3 号に基づき、国土交通大臣から一級建築士の免許取消処分（以下、「本件処分」という）を受けたので、Y（国）に対して、本件処分の取消しを求めて出訴した。

建築士法 10 条 1 項に基づく処分については、旧建設省が意見公募手続を経たうえで処分基準を設定・公表していたが、本件処分には事実関係および根拠規定のみが付記され、処分基準の適用関係は示されていなかった。

X が本件処分取消訴訟において主張すべき違法事由を指摘したうえで、当該違法事由を理由とした取消しが認められるか検討しなさい。